

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	街路事業（無電柱化事業）					
地区名	都市計画道路 <small>たはらちゅうおう</small> 田原中央線					
事業箇所	田原市 <small>たはら</small> 田原町					
事業のあらまし	<p>都市計画道路田原中央線は、田原市の中心市街地と国道 259 号を結ぶ重要な路線である。</p> <p>本事業区間は、第 1 次緊急輸送道路である国道 259 号から田原市役所や渥美病院等、災害発生時に拠点となる施設へのアクセス機能を有していることから、電柱倒壊による道路閉塞の防止など、災害時における通行確保が求められている。</p> <p>また、本事業区間は、近隣小学校の通学路に指定されていることから、歩道空間の確保による歩行者の安全性向上が求められている。</p> <p>このため、「防災機能の向上」、「歩行者の安全性向上」を主な目的として、電線共同溝の整備を実施するものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①地震・津波対策の推進（防災機能の向上）</p> <p>②交通事故対策の推進（歩行者の安全性向上）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費	内訳				
	4.0 億円	□工事費 3.0 億円、□用補費 0.6 億円、□その他 0.4 億円				
事業期間	採択予定年度	2024 年度	着工予定年度	2024 年度	完成予定年度	2027 年度
事業内容	電線共同溝整備 道路延長 L=300m（整備延長 L=600m）					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>①地震・津波対策（防災機能の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業区間は、第 1 次緊急輸送道路である国道 259 号から田原市役所や渥美病院等、災害発生時に拠点となる施設へのアクセス機能を有している。このため、電線共同溝を整備し、無電柱化を実施することにより、電柱倒壊による道路閉塞の防止など、災害時における通行確保を図る必要がある。 <p>②交通事故対策（歩行者の安全性向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業区間は、近隣小学校の通学路となっているほか、沿線に田原市役所等の公共施設が立地しているため、安全な通行空間の確保が求められている。歩道内の電柱は、道路の有効幅員を狭め、歩行者の円滑な交通を妨げていることから、電線共同溝を整備し、無電柱化を実施することにより、歩行者の安全性向上を図る必要がある。 				
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
		<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業区間の整備により、防災機能の向上や歩行者の安全性向上が図られるため、事業の必要性は高い。 				

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支障移転</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">4.0</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>							2024	2025	2026	2027	合計	工種区分	調査設計	←→					支障移転		←→	←→			電線共同溝工事			←→	←→		事業費（億円）		4.0				4.0
			2024	2025	2026	2027	合計																																
	工種区分	調査設計	←→																																				
		支障移転		←→	←→																																		
電線共同溝工事				←→	←→																																		
事業費（億円）		4.0				4.0																																	
2) 地元の合意形成	・用地買収は不要であり、2023年10月に電線管理者と事業実施の合意を得ている。																																						
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																					
	【理由】	・円滑な事業推進に向けた環境が整っており、計画の実効性が確保されている。																																					
III 対応方針																																							
事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																							
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 ・防災上の支障となる要素（電柱、電線等）の解消状況																																							